

第五十五回国会 建設委員会 議 録 第二十号

(四八九)

昭和四十二年六月三十日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

理事 天野 光晴君

理事 池田 清志君

理事 田村 良平君

理事 谷垣 專一君

理事 森山 欽司君

理事 渡辺 栄一君

理事 井上 普方君

理事 工藤 良平君

理事 山口 鶴男君

理事 北側 義一君

出席國務大臣

建設大臣 西村 英一君

出席政府委員

建設政務次官 澁谷 直藏君

建設省計画局長 志村 清一君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 古賀雷四郎君

委員外の出席者

専門員 熊本 政晴君

六月三十日

委員吉川久衛君及び渡辺惣蔵君辞任につき、その補欠として葉梨信行君及び山口鶴男君が議長指名で委員に選任された。

同日

委員葉梨信行君及び山口鶴男君辞任につき、その補欠として吉川久衛君及び渡辺惣蔵君が議長指名で委員に選任された。

の指名で委員に選任された。

六月二十九日

主要地方道大淀、上北山線笠木隧道工事等の促進に関する請願(吉田之久君紹介)(第二〇三三三号)

主要地方道大淀、上北山線の国道編入に関する請願(吉田之久君紹介)(第二〇三三三三号)

元近衛師団司令部建物の保存に関する請願(坂田道太郎紹介)(第二一七二二二号)

本日の会議に付した案件

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一四号)

土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出第六二二号)

森下委員長 これより会議を開きます。

土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

阿部昭吾君。

阿部(昭)委員 若干質問したいと思うのでありますが、今度の収用法の一部改正でありますけれども、地価対策あるいはいろいろな今日の問題に對してこの改正をやるということでありまして、この法律案の意味しているものは、国の權力をたいへん強めるということであると思うのであります。したがって、この法律を實際上運用いたします場合、どういふことになっていくのか。私も現場で用地の交渉等が行なわれている実際の事情をいろいろ見てみますと、収用法以前のいわば任意協議、この段階で大体用地の話合いという

ものはまとまるのであります。したがって、この実際の収用法発動という状態になる以前に大半のものは話がまとまる。そこで、この収用法発動以前の任意協議の段階で、きびしいことばでありまして、多分におどしの手段として、被収用者が起業者の言ひ分に簡単に屈してないといふような場合には、収用法があるのだといふことがきわめて単純におどしの手段として使われておる、こういう性格を収用法は一面において持つておるのであります。この収用法がさらに強権としての機能を強めるというのが今回の改正であると思ひますから、したがっていまのようにおどしの手段として従来機能しておった収用法がより以上そういう性格を強める。したがってこの場合に、いじめという状態にならぬようにするのには、弱者に、どういふコントリール機能というものが現在のこの収用法の中にあるのかということをもひとつ伺いたいと思うのであります。

志村政府委員 阿部先生お尋ねのように、収用法の本来の趣旨を起業者側が了解せずして、いわば収用法にかけるぞというふうなおどしの使用、また権利者のほうでも収用法の適用を受けることが何かたいへん悪いことであるというふうな感覚を持つておるといふことにつきましては、果次御指摘がございましたようになお残つておるといふことは間違いない事実でございます。これらにつきましては、私もいたしましては収用法の本来の趣旨がそういうものでないといふことをPRする必要があるといふことで、何べんもそういう企てをいたしております。また実際の現場で仕事に当たるといふ方々の研修といふことも、収用法の本来の趣旨を十分わからせるための研修を建設大

学校におきましても行なつておりますし、あるいは収用委員会の連合会がございまして、その事務局において、毎年二回ないし三回研修会を開き

まして研修を行なつてゐる次第でございます。今後におきまして、そういったPRなり研修なり、収用法本来の趣旨が十分皆さんにわかるようにつとめたい、かように考へておるわけでござい

ますが、同時に、この改正法案におきまして、事業を認定する場合の縦覧がございしますが、それらにつきまして二週間程度の縦覧ではなくて事業が終るまで長期縦覧をせねばならぬ、あるいは収用のいろいろな問題につきまして、各権利者に対してましてPRをするといふふうなことを義務づけるような規定も置いてゐるわけでござい

ます。阿部(昭)委員 義務づけるといふことなんです。しかし実際には被収用者の立場を守る、いわば擁護する、こういう観点からこの法律は一体どういふ規定を持つてゐるのかといふことになりまして、いまの縦覧の期間を長くする、PRをしなればいけない、いろいろなことをいって、これは単なる何というのですか精神規定のような倫理規定のようなそういうものであつて、被収用者の立場を法律的にきちんと擁護するといふことにはやはりならぬのじやないかと思うのですが、この点はいかがでしよう。

志村政府委員 土地収用法の改正の規定におきましては、ただいま申し上げたようないろいろな問題がございしますが、収用法にかかりまして収用の手続を経て収用委員会という議論をいたしますれば、お互いに立場を申し述べて第三者としての収用委員会が判断するといふたまででございまして、不公正なことは起こり得ない。もしそういうふうなことがございしますならば、異議の申し立てなり訴訟というふうなことで救済する手続もあるわけでござい

ます。ただ、先ほど先生御指摘になりましたように、収用法が適用になればいいが、その前の段階で、いろいろ収用法で取るぞといふふうなおどかしをするといふことにつきまし

ては、これはとまるのであります。したがって、この実際の収用法発動という状態になる以前に大半のものは話がまとまる。そこで、この収用法発動以前の任意協議の段階で、きびしいことばでありまして、多分におどしの手段として、被収用者が起業者の言ひ分に簡単に屈してないといふような場合には、収用法があるのだといふことがきわめて単純におどしの手段として使われておる、

こういう性格を収用法は一面において持つておるのであります。この収用法がさらに強権としての機能を強めるというのが今回の改正であると思ひますから、したがっていまのようにおどしの手段として従来機能しておった収用法がより以上そういう性格を強める。したがってこの場合に、いじめという状態にならぬようにするのには、弱者に、どういふコントリール機能というものが現在のこの収用法の中にあるのかということをもひとつ伺いたいと思うのであります。

志村政府委員 阿部先生お尋ねのように、収用法の本来の趣旨を起業者側が了解せずして、いわば収用法にかけるぞというふうなおどしの使用、また権利者のほうでも収用法の適用を受けることが何かたいへん悪いことであるというふうな感覚を持つておるといふことにつきましては、果次御指摘がございましたようになお残つておるといふことは間違いない事実でございます。これらにつきましては、私もいたしましては収用法の本来の趣旨がそういうものでないといふことをPRする必要があるといふことで、何べんもそういう企てをいたしております。また実際の現場で仕事に当たるといふ方々の研修といふことも、収用法の本来の趣旨を十分わからせるための研修を建設大

学校におきましても行なつておりますし、あるいは収用委員会の連合会がございまして、その事務局において、毎年二回ないし三回研修会を開き

まして研修を行なつてゐる次第でございます。今後におきまして、そういったPRなり研修なり、収用法本来の趣旨が十分皆さんにわかるようにつとめたい、かように考へておるわけでござい

ますが、同時に、この改正法案におきまして、事業を認定する場合の縦覧がございしますが、それらにつきまして二週間程度の縦覧ではなくて事業が終るまで長期縦覧をせねばならぬ、あるいは収用のいろいろな問題につきまして、各権利者に対してましてPRをするといふふうなことを義務づけるような規定も置いてゐるわけでござい

ます。阿部(昭)委員 義務づけるといふことなんです。しかし実際には被収用者の立場を守る、いわば擁護する、こういう観点からこの法律は一体どういふ規定を持つてゐるのかといふことになりまして、いまの縦覧の期間を長くする、PRをしなればいけない、いろいろなことをいって、これは単なる何というのですか精神規定のような倫理規定のようなそういうものであつて、被収用者の立場を法律的にきちんと擁護するといふことにはやはりならぬのじやないかと思うのですが、この点はいかがでしよう。

志村政府委員 土地収用法の改正の規定におきましては、ただいま申し上げたようないろいろな問題がございしますが、収用法にかかりまして収用の手続を経て収用委員会という議論をいたしますれば、お互いに立場を申し述べて第三者としての収用委員会が判断するといふたまででございまして、不公正なことは起こり得ない。もしそういうふうなことがございしますならば、異議の申し立てなり訴訟というふうなことで救済する手続もあるわけでござい

ます。ただ、先ほど先生御指摘になりましたように、収用法が適用になればいいが、その前の段階で、いろいろ収用法で取るぞといふふうなおどかしをするといふことにつきまし

ては、これはとまるのであります。したがって、この実際の収用法発動という状態になる以前に大半のものは話がまとまる。そこで、この収用法発動以前の任意協議の段階で、きびしいことばでありまして、多分におどしの手段として、被収用者が起業者の言ひ分に簡単に屈してないといふような場合には、収用法があるのだといふことがきわめて単純におどしの手段として使われておる、

ては、もっぱら起業者の方々あるいは土地の所有者、権利者等の方々に、この法律の本来の趣旨をPRすることが大事かと思っております。

同時に、そういった制度のほかに、たとえば事業認定を受ける以前におきまして、一体土地収用法がどんな手続があるかということをごさいます。これは十五條の二にあつては手続がございまして、たとえ事業認定を受ける前でも、起業者側か土地の権利者側かどちらかがあつてを申し出るということによりまして、収用委員会も加えましてお互いの間のあつてせんを取り計らうということもできるというふうな制度も設けておるような次第でございます。

○阿部(昭)委員 本来収用するという立場の場合に、この法律でも明記をしておりますように、公共の利益という大義名分というのですか、にしまの御旗を背景にしてこの土地の問題というのはいつも起つてくるわけでありまして、したがって一般的に公共の利益、公共の立場というものと個人の利益、こういうものを概念的に對置した場合に、特に収用法以前の段階で任意協議などの形の場合にどういふ状況が起つてくるのかというふうな、私も現場でいろいろ公共事業などの用地の話し合い等が行なわれる場合を見ますと、個人の利益を主張するのは何か負い目を持つていうような、こういう一般的なムードというものが、土地問題が起つてまいります場合には常にその傾向の中に出てきています。したがってこれが国なりあるいは、起業者が非常に身近でない建設省なりという場合ですと、案外話は被収用者の側の立場でものを言ひやすい条件を持つてゐるのですが、これが地方自治体であるとか市町村であるとかこういう場合には、なかなか個人の利益というものをそういう立場で主張するということとは、主張しにくい客観的な事情というものが一般的に多いわけでありまして、特に市町村などの場合には、単独事業等で道路なり何なりをやつていくという場合には、用地などの場合には、ほとんど、道路をよくするのだから

あるいは河川やその他を整備するのだから用地はひとつ提供してもらいたい、こういう形で話は進められていく場合のほうが非常に多い。市町村などになりまして、これは財政に限度がございまして、勢い単独事業などを進めます場合には用地はひとつ寄付をしてもいいという前提で、公共の利益の名において問題をおつかふされていくというケースが非常に多いのであります。このような場合に収用法まで持ち込んで主張の展開し得るものは、ある意味では特殊な立場、特殊な見解に立つもの以外、一般的に公の利益のためにひとつ協力せよ、こういうのでおつかふせていく場合が非常に多い。したがって問題は、権利は主張し得る、あつてせんとかいろいろあるのはあるのだからいいながら、実際の問題はどうかということになりまして主張はなかなかできない、こういう諸関係のもとに置かれてゐる場合のほうが非常に多い。したがってこの場合に、単なるいわばPRを強化することとか、縦覧期間を長くするというような程度のことと、今回の改正により収用法というものが全体としては公権力が強まるということに對する被収用者の利益擁護という観点からますます弱いものになつていく、こういうふうな私どもも思わざるを得ないのですけれども、これを擁護するのにより積極的な法的な立場で一体どんな準備が現在のこの制度の中にあるのかということになりますと、私もいろいろ検討してみましたが、それはちよつとないじゃないか、一方的に公権力が強められて、個人の利益というのはいかにか擁護され得ない状態になつていくのではないかと、こう思つておるわけですが、こういう場合に、今回の公権力強化という観点での改正は改正として、これから先の見通しとして、先ほど申し上げました財政力の弱い土地などはひとつ地元で協力せよというふうな観点で進められてゐるいろいろな事業の多い中で、土地収用制度というものの將來を考えた場合に、被収用者の利益擁護という観点から一体いかなる構想と準備を將來にわたつて用意なさつておるのか、伺いたないのであります。

○志村政府委員 先生御指摘のように地方におきます公共事業の際にみんなのための道路じゃないか、だから道路はみんな出してくれ、あるいはこの川がはんらんすると部落全体が困るのだからひとつ協力して土地を出してくれというような事態があることも承知いたしております。市町村とか部落という単位はいわばゲマインシャフト的な要素を非常に高く持つておりますので、お互い協力してお互いによつていくというふうなケースが相当ございまして、さういふこともあり得るかと存じます。ただいよいよ受給者負担と申しますか、それによつて利益をこうむるのはお互いだからひとつお互いで出さうじゃないかというふうなこともあろうかと存じます。これらにつきましましてはいわば収用法以前の問題ではないかと思つてございしますが、収用法に乗りましてさういふ無償というところではございせん、やはり法律に書いてありますように、収用委員会が判断いたしましてしかるべき適正な価格でもって補償するといふたてまえになるわけでございます。そこへ乗る前の問題かと思つてございまして、それらにつきましましては、私も思つてゐます。それらの方々がお互いに土地を出し合つてやるというところは、一面必ずしも悪い点ではないと思つてゐますけれども、強制的なところというふうな形になりますけれども、そういうところが若干あつたようでございますが、補助の対象としたしましては十分用地費も見ると、工事費も見るといふか、こうで進めておるような次第でございます。

○阿部(昭)委員 これは現実には方々の地域で私どもも体験をしてゐる問題なのであります。土地収用委員会に正式に、いわば手続上もちゃんと乗つていくという場合には、起業者あるいは被収用者、用地関係者の間に正規の話し合いがあり主張点が明瞭にされて、これに第三者である収用委員会が、補償額その他の問題について合理的、客観的な公正なものを定めていく、こういうぐあいになるわけでありまして、しかし補償の公

正な価格というのは、それが公正でそれが当を得ておらぬかということになりますと、なかなか判定がむずかしいのであります。たとえばわれわれの地域などで見ておきますと、現況は補償を行ないます場合に、これは収用法以前の段階で正規の収用法に基づくあつてせんではないのですが、価格等の問題については公正なものを出さうというので市町村当局なりそういったものがあつてせんという形をとつて、このくらいでひとつまとめたかどうかというふうなことに入つていくわけでありまして、その場合、市町村当局等が収用法に基づいてあつてせんではないのであるがあつてせんのような形をとるという場合には、特に国なり国鉄当局なりあるいはその他の関係機関が起業者であるような場合、往々にして市町村自治体あるいは県などの立場からいたしますと、起業者である国なりその他の機関に対して事業を促進してはほしいというので、いろいろ一面では要望をして、さうしてその事業が次第次第に具体化されていく、こういう形になつてくるものであります。勢いこのような場合でも被収用者、用地関係者に対してきびしく協力を求めるという形になつていくケースが非常に多いのであります。こういう場合に主張を最後まで持つていくとする者は、収用委員会なり何なり正規に手続上も乗つていくというところまでいき得るわけですが、安い価格で押し切られる、こういう状態が非常に多いのであります。したがって、これは現行の制度ではなかなか、被収用者、用地関係者の利益を擁護するということとは、先ほど局長おっしゃるやうに、いわば収用法以前の問題ということになつてくるのであります。その場合に、今度のこの改正案が公権力をきまつて強くするというふうになつてくるわけでありまして、より以上に収用法以前の段階で問題の解決が迫られていきます場合には、より一そう、いわば無理な形で用地関係者にこれを強制していく、こういう機能を持つていくわけでありまして、したがって、この面は制度全

体としていま直ちにこの制度の中にすつと盛り込むという事は、いまの時点では時間とかいろいろな面で困難な面があるかも知れませんが、いかに、やはり将来の展望としては、一面では公権的なものを強めながら、一面では用地関係者のほんとうに公正な、妥当な、そういう観点での価格等を定めていくといったような、いわば個人の権益を擁護する方向というものを、公権力を強めて、俗に言われると得なり何なりを排除していく、一面ではそういう改正機能を今度持つていくと思ふのですけれども、そのことは反面、裏側から考えますと、個人の権益というものは、いままでに財政力の弱い地方自治体等が何かをやつていかなければならぬときには、協力をしなければならぬというムードの中で押しつぶされていく、こういう機能を持ちますので、一つ問題点として今後の制度のあり方全体として検討の要があるのではないかと、こう思ふのであります。

そこで現在の土地収用委員会という委員会制度の立場なんでありまして、たとえば地方労働委員会といったような労使が争つて話が一致しないという場合に持ち込まれていく機構があるわけですが、けれども、これと比較すると、土地収用委員会の制度というのは、立つておる根拠が非常に弱い立場なんではないか。県段階等になりますと収用委員会は知事が任命をするということになるのではありませんが、独立の機能を持つ機構としては非常に立場の弱いのが現状の収用委員会の制度ではないかと思ふのであります。したがつて、この収用委員会をもつと独立の機関というのでしょうか、少なくともある意味で言えば労使の関係の中におけるいまの労働委員会のような性格を持たしていかうということが考えられていいのではないかと思ふのですが、この辺はいかがでしょう。

○志村政府委員 先ほどお話のございました地方公共団体がいわば仲介に立つという問題でございしますが、地元の意向というものを把握するためには、地方公共団体等の御意向を伺つたほうがいい場合もあるかと思ひます。さうなことで地方

公共団体にいろいろ御相談をかけるということもあらうかと思ひます。その結果、先生のおっしゃるようになら、誘致したのだからといって不当に安く入することによつて非常に高くなるかというふうな問題点が事実提起されておることはございします。しかしさうな不当に安くなつたり不当に高くなつたりするということは適当ではございしません。それらにつきましてはこの前も御説明しましたように、公共補償基準をはつきりさせて、あるいは公共補償基準だけでは足らぬ、鑑定評価制度というものを確立いたしまして、さうな意味で一体公正な値段は何かということができるだけ明確にしていくような努力を今後とも続けてまいりたいと思つております。

第二点の収用委員会の問題でございしますが、土地収用法の規定の中に、「収用委員会は、独立してその職権を行う。」ということになっておりまして、知事が任命するとありますが、同時にそれは都道府県の議会の同意を得るといふ慎重な手続をとつておるわけでございます。また委員そのものは身分の保護を十分いたしまして、知事さんの恣意的な問題によつて左右されないように身分の保障もされておるわけでございますが、これらにつきましては、起業者の代表と、それから権利者の代表と、第三者機関を入れるといふふうな問題とは多少様子が違ひまして、ほとんど全部、いわば法律に規定してございしますように、「法律、経済又は行政に關してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る」といふ第三者機関によつて構成されておるわけでございます。これは収用法の性格からいってさうなものにならざるを得ないのではないかと、かように考えておる次第でございします。

○阿部(昭)委員 これは私どもの地域における土地といふものの動きなんでありまして、地方の末端まで都市周辺、市街地周辺で地価の値上がりは非常に著しい。たとえば、地方都市の周辺にある農地、これがついで三年ないし四年以前の段階では

十アール当たり三十万ないしは三十数万、こういう状態であつたのであります。ところが、この地方都市周辺の土地が宅地化をいたしましたので、今度は一挙に十アール当たり三百万ないし四百万、あるいはもっと宅地としての条件を持つような場所に至りますと、五百万などということになつてくるのであります。そういったしますと、農地を壊廃して宅地化をして、転売をしていく、その皆さんは決して売りっぱなしにはいたさないののであります。十アールの土地を宅地化して、転売をいたしますと、膨大な金が入つてくるわけでありまして、その金をもつて十キロないし十五キロ程度遠隔の地に新たな農地の買ひ求めをやつていくわけでありまして。そういったしますと、相当遠隔の、十キロ、十五キロ遠隔の地域まで最近

は全部自動車で農業の経営などにも、農作業などにも乗り込んでいくことが可能でありますから、そのあたりの地価が、つい二年、三年以前の段階では十アール当たり三十万ないし相当条件のとこでも四十万程度であつたのが、地方都市近郊の農地が宅地化をされて売られるといふような状態になつてまいりまして、相当将来とも宅地化の可能性を持たない十キロ、十五キロ離れた、農業の目的以外には利用の方向が将来とも全くないであろうと思はれるような場所の農地が、一挙に十アール当たり七十万、八十万といったやうなぐあいに上つていられるのであります。したがつて、この問題が、公共事業などで用地の関係が起つてまいります場合には、収用委員会は、しかし一挙にそれだけ都市周辺遠隔の地帯が地価が値上がつたという判断はしないのであります。依然として数年以前の実情といふものを根拠にしたがら議論になつていくわけでありまして。したがつて私も、今度のこの改正案で地価といふものを抑制するといふ機能を十分に發揮し得るだらうかどうかといふことになりまして、単に土地の提供を公権力でスピードアップをしていく、こういう性格を持つ改正が行なわれただけでは、地価の抑制にはならない。そこでわが党が従前から主張し

ておるところの地方開発利益の吸収の問題なり、もつとやはり公権力を強化するといふ一面と、もう一つは根本的な地価抑制の方策といふものと一致して、並行してとらなければ、この目的を果たすといふことはなかなかできないのではないかと。そういう意味では今度の改正は、私はいわば片手落ちの改正だ、こう言わざるを得ないのであります。

もう一つ、土地収用委員会が公正な価格を定めるといふ場合に、現況地目が農地であれば農地といふものが基準になるのである。しかし実際はどうかといふことになりまして、地方都市の周辺等の場合でも、現況農地でありまして、道路を一本切つて宅地化はきわめて容易に進んでいくのであります。したがつて、土地収用委員会なり、あるいは国なり、それが末端で用地交渉をいたします場合に、現況地目が農地であれば、農地といふものを基準にして用地の話し合いが始まつていく。現地の用地関係者はどう受け取るかといふことになりまして、現況地目は農地であつても、実際はその農地を宅地に転換するのはきわめて容易、こういう状態にありますので、現況地目主義で用地の公正な価格算定をやらうといふ行き方が、一般的に地方の収用委員会にいたしまして、あるいは国の出先機関にいたしまして、地方の公共団体にいたしまして、そういう考え方でいくものでありますから、用地関係者との主張の間に非常に多くのハンディといふものがございまして、事はなかなか紛糾をする、こういう状況が起つておるのであります。したがつて、その意味では今度の公権力を強めるといふ改正は、あまりにもやはり一面的に過ぎるのであつて、もう一面土地価格、土地評価の基準なり、あるいは補償基準なり、こういったものを実際に運用する場合に実情に即したものにしていくなかに、一体どういふ心がまえ、どういふやり方でなさなければいかぬのかといふことになりまして、非常に多くの検討しなければならぬ問題があるように思ふのであります。そういう意味で一面で公権力を強化す

る、一面では用地関係者個人の権益を擁護する、
 こういふ観点で根本的な考慮があつていいのでは
 ないかと思ふのですが、なかなか今度のこの改正
 だけでは、そういうものは倫理規定的な面ではい
 るいろなことをいつておられますけれども、具体的
 にさてどうかということになりますと、きわめて
 あいまいな、公正な価格——公正な価格というの
 は、これは見よう見方で、取り上げるほうはこれ
 が公正なんだと言ふであらうし、取られる
 ほうはこれは公正でない、こう言ふのであります
 が、いずれが公正かということになりますと収用
 委員会、こうなるのであります、収用委員会と
 いうのは、大抵個人の権益を守るといふ機能より
 も、やはり取り上げる場合の立場のほうでいろいろ
 の機能することが従来の関係では多いのでありま
 す。これを一体どこまで個人の権益を擁護するか
 ということをするべきかといふことが問
 題だと思ふのです。

○志村政府委員 ただいま先生お話しのように、
 いろいろ都市周辺の地価が値上がりする、それら
 を抑えていかなければならぬ、地価対策全体を強
 烈に進めなければならぬ、たとえば、いまお話し
 の開発利益の吸収の問題とか、あるいは未利用地
 の利用促進とか、いろいろな税制についても、ある
 いは土地利用計画についてもやらなければならぬ
 ん、御指摘はそのとおりかと存じます。きのうも
 おととも、総理、大蔵大臣からお話がございます
 したように、税制につきましても、あるいはその
 他の利用計画等につきましても鋭意今後努力して
 まいりたい、かように考へておる次第でございます。

また、収用委員会の判断でございますが、現況
 主義ではないかといふことでございますが、農地
 法とか、あるいは固定資産税の評価にあつての
 税制とかいふ点につきましては、たとえ準宅地であ
 るうと、もう宅地の間に開かれてる農地であ
 ろうと、農地として評価いたしております。しか
 し収用法の判断とか、あるいは公共補償の基準に
 おきましてはどのような判断はいたしておりますか

ん。当然準宅地という概念がございます。宅地に
 準ずるものといふことで判断をいたしております
 ので、たとえば公共補償基準におきましても、近
 傍類地の取引価格といふのは、近傍が事実そうい
 うことになっておられますと、そういう準宅地とし
 ての価格が反映する、あるいはその土地の位置と
 か形状とか環境とかいふものを全部判断した上で
 きめるといふことでございますので、現況主義の
 立場をとつておらぬわけでございます。

○阿部(昭)委員 これは一つの例を申し上げたい
 のであります、私のすぐ近所は国鉄の沿線でご
 ざいまして、そこでも線増工事が行なわれよう
 としてゐるわけでありまして、複雑電化の線増工
 事、これはまあわれわれも大いに国鉄の整備を急
 いでもらわなければいかぬといふので、一面では
 そういふ主張をしながら、一面でこの用地の問題
 が起こつてまいりますと、この沿線、現況農地
 でありますものが直ちにこれは宅地化が行なわれ
 る条件を持つてゐるのであります。したがつて、
 農地として売買をするといふことになりま
 す、さつき言つた十アール当たり七十万、八十
 万程度の現況なんでありまして、宅地といふこと
 になりますと十アール当たり三百万程度にや
 はりなつていくのであります。ところが、現実にい
 ま困窮が、これは収用法以前の段階なんでありま
 すけれども、農地だ、農地なん、やはり近傍類地
 の農地はことごとく十アール当たり七十万、八十
 万という状態になつてゐるんだ、したがつて、こ
 れをよしんば宅地化することが可能なんだと言
 つても、なかなかそうはいかぬ。したがつて、どう
 するかといふことになりまして、宅地ならは十
 アール当たり三百万、農地ならは七十万、八十
 万ですから、七十万、八十万に少し毛のはえた程
 度のところでひととつとめようじゃないか、こう
 言つてくるのであります。そういたしますと、
 公正なる価格といふのは、これは収用委員会に
 行つてみなければならぬのですけれども、私ど
 もの地域では収用委員会に行くようなことはほと
 んどないのであります。地方になりますと……。

ほとんどこの収用委員会以前の段階、任意の話し
 合ひの段階で事は固まつていくのであります。そ
 の場合に従来の例を見ますと、ほとんどはこの
 宅地化可能の、宅地化に直ちにきめて安易に簡
 便に転換可能な場所でありまして、農地に毛の
 はえた程度の価格がいやゆる公正なあれだ。現地
 の用地関係者に対して当局側はどういう出方で来
 るかといふことになりまして、いや、収用委員
 会に行けばもつと安くするかも知れぬぞ、その証
 拠には固定資産税なんといふのはべらぼうに安い
 じゃないか、普通売買実例が十アール当たり七十
 万、八十万といふことはよわかるけれども、固
 定資産税といふことになりまして、十アール当
 たり十五万程度じゃないか、したがつて収用委員
 会に行けばもつと安くするおそれがあるのだとい
 うことになってくるわけでありまして、したがつ
 て、私は公正なる価格といふものを、近傍類地と
 かなんとかいふ言ひの言ひですけれども、これは
 しかし近傍類地にもいろいろある。議論の観点
 は、表からいつた近傍類地と、また近傍類地にも
 また違った面で作用させる場合といふありま
 すわけなんです、いずれが公正なる価格かといふこ
 とについての保障、確たる歯どめになるような保
 障といふものはなかなかない、水かけ論になつて
 いく、こういう性格を現情の面では持つてゐると
 いふことを、これはやはり局長のほうでよく理解
 してもらわなければいかぬ、こう思ふのです。

そこで私は、この収用法といふのは、くどいよ
 うなんですけれども、都市の場合はしばしば収用
 法までいかなければ問題の解決ならぬといふ場
 合が多いが、地方の場合は収用法などの段階にい
 くのはこれはもうないのです。私も県で何年間か
 収用委員を任命されておつたことがあつたのです
 けれども、その間にただの一本も収用委員会とい
 うのは動いたことがなかつたんです。地方とい
 うことになりまして、この収用制度といふのは、
 収用法以前の段階の任意協議、任意の話し合ひの
 場、この収用制度といふのは逆に機能していく。
 その場合にはどういふ機能をするのかといふこと

になりますと、何度も言つたとおり、前と違つ
 て土地の取り上げは収用法でもつとスピーディに
 やれるようになったんだ、したがつてあなた方が
 ぐずぐず言うのならば収用法だぞといふおどしの
 脅迫の手段としてこの収用法は作用する、こうい
 う性格を今度の改正案は持つておる、こう思ふの
 でございます。そういう面では、この公正な
 価格といふものを、単なる近傍類地とかい
 る言ひの言ひですけれども、この公正な
 打ちを、ほんとうに歯どめのある形にするのに
 は、現行の制度ではいささか不十分なんじゃない
 かといふ気がするのであります。したがつて、任命制の
 学識豊かな云々といふのですが、これは全部現実
 に作用する場合には、機能する場合には、当局側
 の、いわば収用する側の立場に立つて作用してい
 く。用地関係者や被収用者の側に立つてその権益
 を擁護するといふ機能では、現行の地方段階にお
 ける収用委員会における制度といふものはないん
 です。それは近傍類地とかいふものなことで、
 理屈はあるのですけれども、なかなかそうはなつ
 ていかな。私はそういう意味で、問題は公権力
 を強化するといふことだけでは逆で地方末端段階
 ではこの制度がマイナス面だけが出てくる、こう
 いふふうにおもうのであります。それで、さつき土
 地収用委員会の機能といふのは、まあ制度的にい
 るいろあるので、労使の間における労働委員会や
 何かとそれはいささか違ふといふことなんであ
 りますけれども、一番いいのは土地収用委員を選
 挙か何かで選ばれてくるといふのが一番いいと思
 うのであります。特に地方なんぞは土地収用委員
 会はむしろ前段のあれですから、そこまではい
 段階でみんな話ができますので、したがつて、
 それだけに何度か言うようにおどしの手段に
 だけなる。実際上は収用委員会は働かぬままでお
 どしの手段にだけ公権力が強まつたといふ意味で
 使われる。そういう性格で、都市の場合なんぞに
 なることこれからますますいまの都市計画の問題
 あるいは都市再開発の問題などを考えました場合に
 は、この土地収用法といふものの果たさなければ

ならない機能は非常に広がると思うのです。そう
いう際には、私は何といつても——取り上げられ
る者だけが補償とか何とかという問題なんです
が、そういうふうにはその周辺がどんな地価が上
がったりなんかして開発利益を持つ方々からのそ
の開発利益の吸収という問題を並行して出さなけ
れば、これはやはり片りんばなもので、こう思うの
であります。そういう観点で、私はこの今回の公
權力だけを強め、土地の取り上げだけを容易にす
る、こういう趣旨の改正案には賛成ができないの
です。したがってきわめて早い機会に——一面に
おいてはいまの開発利益の吸収の問題、それから
地方と都市とは、土地の問題の持つ、収用制度
をめぐって起こってくる状態は違ってくるわけ
です。都市になりますと、なかなかその問題は簡
単にいかない。地方なんかは土地なんかの問題につ
いては私もむしろ用地関係者の権益をもっと
保障する、守っていく、こういう機能をこの収用
制度の中では強めなければいかぬのじゃないかと
さえ思は思っています。私どもの党内
でもこの問題をめぐって議論をいたしました場合
に、地方というものと、それから町の、市街地に
おける土地収用制度というものと一緒くたに議論
するわけにはいかない。こういう議論が私どもの党
内でも実はたいへんに出たのであります。そうい
う意味では私は地方の立場、そういう面から見す
ると、一方的な公的権力の強化だけでは問題は全
部逆に作用する、こういう面を指摘しなければい
けないと思うのであります。もしいま言ったこと
で答弁があればお聞きしたいのであります。時
間があればよいのでありますから、私の質問はこれ
で終わりたいと思います。

○西村國務大臣 この改正案で強化されたという
こと、これは先日勝澤さんからの御質問に答えて
、強化というのは、まあ改正案の問題のとらえ
方ですが、私は強化ということよりも合理化した
のだ、やはりごね得があればそれはたいへんです
から。いま阿部さんの所論はところによって違
う、これは私も認めます。そういうことはあろう
と思ひます。適正值の問題、これがやはり、一
口に言いますけれどもなかなか容易な問題じゃな
い。しかしそれは文字であらわせば近傍類地とい
うような文字で言わざるを得ないと思うのです。
しかし要は、いまお話がありましたように、収用
される人、被収用者、その身にもなつて考えてく
れという趣旨でございます。したがっていまし
てこれが改正されたからといって、土地収用法を
従来よりもひんびんに、しげくやるという考えは
ないわけでございます。あくまでもやはり話し合
いの態度をとつて、そして公益のために、大の虫
のために小の虫を殺さなければならぬこともあり
ますから、そのためにはひとつ合理的にやつて
いこう、こういう趣旨でございますので、運用に
つきましては、先生の意見も十分考慮いたしまし
て注意をしておいていきたい、かように思う次第
でございます。

○森下委員 山口鶴男君。
○山口(鶴)委員 ただいま阿部委員のほうから、
土地収用法をめぐりまして公權力が強化されるの
じゃないかという点につきまして、いろいろと議
論があったわけでありまして、
大臣も言われたのであります。ごね得をなく
する、しかし私は、たとえばダムが設置をされ
る、そして数多くの水没者が出る、これらの人
たちは決してごねようと思つて反対をしているの
じゃないかと思ふのです。要は今回の改正法ないし
は土地収用法、公共用地の取得に関する特別措置
法を通じて、欠陥であると思われる、いわば生活
補償なり生活再建対策なりこういったものがなく
なつて、結局水没をする人たちの反対運動の起
こる原因が私にはあると思うわけです。そういう角
度から具体的な問題について一、二お尋ねしてみ
たいと思ふのです。
私の住んでおります群馬県は、いわば関東の屋
根のような地位に当たるわけでありまして、いわ
ば治水の名目のもとに建設省の手によってたくさ
んのダムが今日までできてまいりました。そうし
て今後も、ハッ場ダムであるとかあるいは沼田ダ
ムであるとか、そういったダム構想がいろいろと
建設省のほうから提起をされあるいは産業計画会
議等から提起をされたものもありますが、そうい
う形でこのダムの問題が群馬県の大きな問題に
なつていくわけでありまして、
そこでお尋ねをいたしたいと思うのですが、ダ
ムをつくり出す場合に、治水ということでありま
すならば、これは日本の国土の保全という面か
ら、ある程度公共用地として土地収用法で取得を
していくということとは、この理由があるだろうと
思ふのであります。しかし、治水ではなくて利
水であるあるいは工業用水を取得をする、こうい
うために多くの人たちに犠牲をしいるということ
は、私は非常に問題があるのじゃないかと思ひま
す。そこで群馬県の場合であります、今日まで
五つのダムができ、すでに建設が進められてお
るわけでありまして、八斗島における洪水調節、四
千トンとカットをするということについては、群
馬県としてすでに藤原、藪原、相模、あるいは
建設途上における矢木沢、下久保、これによりま
して四千トンをこえる洪水調節はすでにできてお
る、こういうふうに群馬県民はみんな承知をして
おるわけでありまして、県が正式に発表をいたしま
した文書によりまして、下久保を除いて二千五百
五十トンの洪水調節はすでにできている、下久保
を加えれば四千トンをこえる、こういうふうに群
馬県自体としても確認をしておるわけです。とす
れば、いまハッ場ダムが問題になつておりますが、
ハッ場ダムについては——いま申し上げた既設の
ダムそれから建設中のダム、五つのダムによつて
十分これが満たされている、かように確認をする
わけでございます。そういう意味から、ハッ場
ダムについては治水の面は必要ないのではない
か、それに対する御見解はどうでしょうか。

○古賀政府委員 御指摘のように利根川の治水計
画は昭和二十二年のカスリン台風を検討いたしま
して治水計画がつくられております。現在八斗島
で流れてくるであろうという洪水量を一万七千ト
ンとして定めてありまして、上流で三千トンをダ
ムカットする。要するに、三千トンをダムカット
するということは、八斗島において三千トンの効
果を出すようにダムで調節する。したがっていまし
て、ダム建設量と効果量の三千トンの開きはあ
るわけでございます。そこで可動で一万四千トン
を流すわけでありまして、この計画に従いまし
て、現在までいま御指摘のありました藤原、相模、
藪原は完成をいたしております。さらに矢木沢、
下久保ダムが工事中であります。これも明年度
中には完成する予定でございますが、この五つの
ダムが完成しますと、八斗島における調節効果
は、この前もこの委員会でも申し上げましたよう
に、二千四百トン程度と考えられます。したが
りまして、この二千四百トン程度のものを、さらに
三千トンまで計画を上げるためには、八斗島上流
で洪水調節をする必要があるというふうに考へて
おります。ただいま御指摘の四千トンという効果
があるという群馬県の資料というお話がございま
したが、この点につきましては、群馬県自体のお
話であるかと思ひますので、さらに検討いたした
いと思ひますが、われわれとしましては、いまま
での調節効果は二千四百トン程度であるというふ
うに考へております。
また、一方におきまして、先ほど申し上げまし
た利根川の治水計画は、一応利根川上流のカスリ
ン台風における降雨状況を把握したものでござい
まして、かように流域の大きい神流川あるいは鳥
川あるいは吾妻川あるいは利根川本川というように
流域が多くなると、出水形態も非常に多様性
がございまして。たとえば、いまちょっと申し上げ
ますと、二十二年の洪水というものをみてみま
すと、一万七千トンを分析しますと、利根川本川で
五千四百トンぐらいであろう、それから吾妻川で
三千百トンぐらいであろう、それから鳥川で八千
百五十トンぐらいであろうと想定されます。合計
一万七千トンでございますが、これを三十三年の
洪水を考へてみますと、大体吾妻川で六千七百ト
ンぐらい出るであろうというぐあいに考へられま

す。さような状況で出水形態が非常に多様でございまして、また降雨の地域的な組み合わせというものは、そのときの前線の都合あるいは台風の方角などによって非常に変わってまいります。従来も御承知のように既設ダムは本川筋に非常に偏在しておりまして、したがって、鳥川、吾妻川等の第一支流流域に対しての措置がまだ完全じやないとい。特に鳥川等につきましては、下久保ダム等も設置しておりますが、吾妻川筋につきましては一個のダムもないというような状況でございまして、これらが異常の降雨等を降らせば、先ほど申し上げたようにかなり出水が多くなるということも懸念されます。そういうことで、私らは利根川のような重要河川につきましては、国土保全、安全を確保しなくちゃいかぬという見地から、治水の上の見地からこれらのダムを進めてまいりたいと思ひます。また、利水面と申しますか……。

○山口(鶴)委員　いいですよ、時間がないから。

群馬県の調査だから、建設省は二千五百五十トンです。カットされて、下久保を加えれば四千トンをはかるカットだということは知らぬ、こういうふうな御答弁でありましたが、しかし各県の土木部長というのは、おおむね建設省さんからもらって土木部長に据えるというのはどこの県でもやっております。群馬県も同様です。歴代でも土木部長はみな建設省から来ておいでです。しかかも蘭原、さらには藤原、相俣、こういうダムを進めておりました際に参りました土木部長は、建設省の開発課長さんをやっておられた方です。現在の県の企業局長をやっておりますが、この方が建設省の計画として、とにかく三千トンカットが必要なんだ、そして藤原では何トン、それから相俣では何トン、そして矢木沢では何トンがおよそカットできるはずだという話を、ずっと公式の県議会の場所とかその他の場所で行ってきているわけなんです。そういったものを群馬県としては合わせておいて、先ほど申し上げたような資料でまとめておるわけなんですからね。ですから、群馬県は群馬県でかつてな計画を言っているんだということは

私は聞かぬと思うのです。

それから低減率というようなことをお話しになりますから、低減率というものの、これは初めからそういうことがあったとすれば考えられているはずじゃないですか。数年前までは低減率なんということは言わぬでいて、そしていまになって低減率で二千四百トンになるというようなことは、これはどうも私はあまり理屈が通らぬと思う。

○古賀政府委員 先ほど、落合企業局長のお話だと思いますが、確かに建設省に従来開発課長ではございませんけれどもおられました。

ただいま四千トンカットできると申ししたのは、ダムサイトのカットでございまして、ダムサイトのそれぞれのカット量を申し上げますと藤原が六百七十トン、相俣が三百二十トン、蘆原が八百トン、矢木沢が六百トン、下久保千五百トンでありまして、合計三千八百九十トンとなります。これをおそらく落合さんは言っておるのじゃないかと思ひます。そこでこれを八斗島に換算しますと、流域もああいふ形状でありますし、途中の貯流の問題もあります。したがひまして、八斗島に直接効果のある水量としましてはおおむね二千四百トン程度と申し上げたわけでございます。

○山口健委員 ただいまお答えいただきました。ような数字は私も承知いたしております。既設のもので二千三百九十トンでそれに下久保の千五百が加わりますからおおむね四千トンになる。ところで、とにかく建設省からおいでになった方が治水の上で四千トン、三千トンのカットは必要なんだということを強調され、これは群馬県の土地を収用される人たちにとってみればたいへんです。しかし治水の上である程度国土保全という大義名分もあるからということで、群馬県としては協力して今日までやってきたわけですね。当初に低減率というようなお話はなかったのですよ。ですから、これでも建設省が計画しておるカスリン台風の洪水時における洪水調節は完了しておるのだ、こういう気持ちでおるわけです。それが、新しくダムができたときに低減率というようなお話が

あっても、これは県民は納得しませんですよ。この点はそういう私どもの方、群馬県民の方だけを申し上げておこうと思います。

さてそこで、昭和四十一年の九月であります
が、参議院の建設委員会で伊藤頭道さんが当時の
橋本建設大臣にハッ場ダムの問題をお尋ねいたし

ております。ハツ場ダムをつくる目的は、一体何
か、こういう質問に対して、昭和四十五年までに
百二十トンの水が必要だ、しかし現在確保されて

思川あるいは河口せき等で百二十トンの用水の確保ができるのだ、これが八ッ場ダムをつくる目的

であります。かようにお答えになつておるわけであります。当時の建設大臣がこう答えておるのですから、ハツ場についてはいまいろいろ理屈をつけられ、治水と必更と云つておられるが、むしろ

の目的というものは橋本大臣がお答えになっておられるようにこれは利水だ、工業用水なんだ、かようにつづいては考えざるを得ないのであります。これは

古賀政府委員　請本建設大臣のお話でございませう。これは、前記の答弁です。この点は一体どうですか。

（「立腹」）
林：発言の目的は、「お話を聞きたい」ということですが、その席に私も同席いたしております。その席では治水上の問題もお話になっておられると私は存じます。おそらくそういう問題と、もし

もお話しなければさような問題は一応御了解いただいたとしてお話しになったことと存じます。

○山口(鶴)委員 議事録を見ますと大臣は利水だ

け答えておるのですよ。それで古賀さんがそばに
おられて、あとになってから治水のことを局長さ
んがお答えになっておるのですね。ですから、責

任者である大臣はこれは目的としては利水なんだ、それであなたの方がそれでは困るというのだとからつけ足した、こういうかっこうじゃない

いですが、大臣どうですか。この八ッ場ダムの目的は一体何でおつくりになるのですか。

○山口(鶴)委員　そういうふうに、いま局長さん

もおらねるのだから、お答えしなければならぬのでしよう、きっと。しかし、昭和四十一年九月にはそういう趣旨のお答えをやっているということとをひとつ大臣のほうに申し上げておきますから、これは念頭に置いていただきたいと思います。

時間がありませんから先へ飛ばしますが、同じく九月の参議院の建設委員会の議事録を見ますと、当時の大臣は次のようにお答えになつており

ます。これは土地収用法とも関係があることで、読んでみたいと思います。「昭和四十三年に実地調査費を要求をいたしております。もち

るん実地調査費を要求したからといって強行の
 きるものでもございませんので、地元の十分なる
 納得、理解がいかなければ、予算がたとえ計上さ

「それは不可能の場合も往々にしてあります。」こう答えておるのであります。ですから、当時はまだ実

地調査の予算が、ついでに昭和三十二年度におきまして、八ッ場ダムにつきまして八千万円の調査費がつき、すでに予算はこの国会を通じておつてあります。しかし、この三

き、橋本大臣のお答えがあるわけでありまして、八千万円の実地調査の予算はついた。ついたけれども、地元の十分なる所得、理解がなければ予算を通さず、おそれておられたい。

がたとえ計上されても、實際上これは使わぬ。こういう趣旨においては西村大臣もお考え方は同じでございますか。

○西村国務大臣　こういうダムをつくるときには、地元の協力が得られなければなかなかできません。聞くところによりますと、地元は非常に御

理解を示していただいておるように聞いておりますが、なお地元の協力を得られるように私たちもつとめたいと思います。

○山口(鶴)委員 それは大臣、どなたからそういうお話は聞いたのですか。現に長野原の町議会、現地は絶対反対、満場一致できめているんです。

よ。そして関東地建の西川という部長さんが説明に過般県へ行ったようです。実地調査は、事務所

が、地元の町では、町長名をもって文書で、これは協力できませんというお答えもしているわけですが、それから、水没地域の方々の住民の八割以上は、これは反対ですよ。それは一、二大臣の言われるように協力的な人がいるかもしれませんが、これも、群馬県議会も議論しておりますが、これに協力するということとはまだきめておりません。特別委員会をつくって慎重に議論をしているという段階です。決して大臣、いま大臣がお答えになったように地元は非常に協力的だなんてことはありませんよ。全く反対なんですから、この点は、どなたが大臣にそういう間違った見解を吹き込まれたか知りませんが、その辺はひとつ認識を改めていただきたいと思ひます。どうですか、その点。

○古賀政府委員 地元の反対の御意見のあることも十分承知しております。ただ、われわれとしましては、このダムは先ほど大臣が申されましたように、治水利水に必要なダムでございますので、地元の意見を十分聞きまして、納得を得て実施していく考えでございます。

○山口(鶴)委員 そこで、ただいまの土地収用法との問題にかかわってくるわけですが、今回の土地収用法の一部改正によって、非常に公的な権力が強まるんじゃないかということで、現地は心配をしているわけでありまして、地元の協力を得てやりたいということですが、結局地元は、そういう絶対反対という態度でこれはもう一致しておる。一部協力的な方があるというので、旅館組合まで二つに割れて、九割の旅館は反対派としての旅館組合もつくる。こういう状態なんですから、そういう点の認識は十分お持ちいただきたいと思ひます。

○古賀政府委員 長野原の町内につくりたいと考えております。

○山口(鶴)委員 しかしこれも町議会として絶対反対をきめている。町としても協力できぬ。こう

いう状態では、これはすなおにできるということとは考えられぬでしょう。そうした場合に、実施事務所の設置というものを強行するおつもりですか。

○古賀政府委員 先ほどお答えいたしましたように、地元と十分話し合いをいたしまして、納得の上にならぬ仕事を進めてまいりたいと思ひます。そういう段階でつくらせていただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 そこで、このダムの高さが百三十一メートルという計画のようです。そうしますと、水没の標高は一体何メートルになりますか。

○古賀政府委員 水没の標高は、満水面で五百七十八メートルでございます。

○山口(鶴)委員 これも参議院の建設委員会の議論などでございますが、これですと、古賀さんは、川原湯温泉という温泉がありますね、この源泉は、川原湯温泉という温泉がございまして、ところが、百三十一メートル、満水面の標高五百七十八メートルということになりますと、これは源泉は沈みますね。

○古賀政府委員 いや、川原湯の源泉は三つございまして、そのうち二つはかかりません。一つはかかりまして、二つはダムの満水面以上にございまして、その一つも、まだ精細な調査をやっております。その一つも、まだ精細な調査をやっております。それから具体的な数字はわかりませんが、満水面からごくわずかの水面下でございまして、これは適当な防護措置をすれば温泉源の確保はできるというふうに理解しております。

○山口(鶴)委員 一番中心の源泉がこれは沈むのですよ。ですから、それは少ないのが残るかどうか知りませんが、中心のものが沈むというこの事態は、十分認識をしていただきたいと思ひます。

それからさらに、あそこには名勝の関東耶馬溪というのがございます。それから、天然記念物の岩脈というのがございます。ともにこれは、文化財保護法によって文化財保護委員会の同意を得なければ現況を変更することはできないと思ひます。

す。その点については文化財保護委員会等と相談をされておるのですか。

○古賀政府委員 まだ正式にはお話しはいたしておりませんが、内々文化財保護委員会の意向も伺いながら具体的な計画を定めていくようにいたしております。

○山口(鶴)委員 群馬県の文化財保護委員会は岩脈をとめることは反対だという態度でございます。この際私局長によく御認識をいただきたいと思ひます。

さて、そこで、全般的にこの問題についてお尋ねしたいと思ひますが、当初言ってきた計画とだんだんダムが新しくできるときに、言い方というのが変わってくる。私はこの点を非常に遺憾に思ひます。こういうことではやはり地元民とすれば非常な不信感を持つてしょうし、さらに、現在の制度の中で生活再建対策というものが非常に不十分である。そういう中では地元民の協力を得てやりたいと言つても、これは協力を得ることはなかなか至難だということではもうはつきりしていると思ひます。

そこで、これも建設省からいただいた資料であります。『国土建設の長期構想案』昭和四十一年八月二十七日というのがございます。『豊かな社会を築くための国造り』というものであります。これをみますと、『洪水処理』というところがございまして、現在の水害の被害をなくするためには、『重要水系については確率洪水年が少くとも現在の五十年であるものを、おおむね百年以上』にしたい、こういってございまして、こういふところでも治水の根拠というものを建設省が絶えず変更しているという意図が見えるわけでありまして、お聞きしますと、すでに利根川、淀川は最も重要だということで、この確率洪水年は百年にしている、こういうことであります。そういたしますと、これから群馬でさらに沼田ダムというものが問題になるだろうと思ひますが、洪水年を変更するということ、まだまだ

洪水調節は足りないから、沼田ダムをつくる、こういうような理由は出てこないと思ひますが、この点はどうでしょうか。

○古賀政府委員 御承知のように、洪水というものは天然現象でございまして、これをつかまえるというのには非常にむずかしいと思ひます。ただいま御指摘のありました百分の一、五十百分の一というのは、過去の資料に基づきまして、それを統計的に処理しますと、この程度になるということでございます。その後の集中豪雨等を調べてみますと、一例を申し上げますれば九頭竜川の上流では従来の最大日雨量は三百ミリであったのが、千ミリをこえた、さようなわけで、天然現象で降雨状態が変わるわけでございます。一応われわれといたしましては、百分の一と申しますのは、既往のデータに基づき百分の一でございまして、これらの降雨の状態によりまして、あるいは出水の形態によつて当然変わってくることは考えられます。また地域開発が非常に進んでまいっております。そういった段階におきまして、かなり流出が多くなつております。雨がたとえ百ミリ降つた、従来は山に滞留いたしました、降水として流れてくるのは六五％とか七〇％とかいう程度でございました。かりに東京の例をとってみますと、これはほとんど降雨量全体が降水量になつてくるというふうな状況で、実測した結果になると、流出係数が一という実測が出ております。さような状況で、自然現象もさることながら、地域の開発に従いまして流出係数が多くなつて、流出量が多くなるというところは、社会の変貌に伴つて当然起こつてまい問題でございまして、治水計画が時代の進展に際して変えられていかなければいかぬというところは、これは当然であらうというふうにわれわれは考えております。

○山口(鶴)委員 もちろん国土の状態が変わつてくる、そういう中で河川の状態も変わつてくる。したがって、降水量の計画等も変更が出てくるというところは長い目ではわかります。しかし、ついで、三年前までは、とにかくこれで三千トンカッ

トは十分できるのだというような説明があつて、一つのダムが建設省から構想が発表されることに、すでに洪水調節量が変わつてくるというようなことでは、これは私はなかなか国民は納得しないと思ふのです。大臣は、経歴を拝見いたしましたも理科系統の出身でございまして、大臣の中では最も科学技術面につきましまして専門家の方であるように聞いておられるわけですから、そういう方が、たまたま建設大臣でおられるわけでありまして、私は治水の面についてのもうだと思ひますが、いま日本の水というのは確かにたいへんなこともわかります。しかし群馬県に、あるいはその他の地域にどんどんダムをつくり、現在のような生活設計が不十分な中で、ダムを強行する。そういう中で、しかもコストも高くなつてくるでしよう。そういうことをするばかりが能でないと思ふ。いま海水から淡水を取り出すというように、どこんどの世界でも普及しているではないですか。とすれば、もつとそういう点については視野を広げて、工業用水をダムをつくらずして無理に水没地をつくり、地元民を犠牲にして利水をするというふうな考え方は、日本が最も恵まれてる海水を使つて、そうしてこれを淡水化のために、国がその科学技術の全力をあげて、そのために力を尽くしていくという政策の転換も必要ではないですか。大臣はそういうことについて十分考えをいたしておると思ふのです。同じことでありまして、この洪水調節の問題についても、二、三年で数字が違つてくるというふうな、そういう非科学的なものではないに、もつと国民によく理解をさせるようなそういう手当てを講ずべきではないでしょうか。

時間もありませんから、私は以上で終わりたいと思ふのでありますけれども、とにかく地元が非常に反対が強い。歴代の大臣は、地元民の納得が得られなければ、これを強行できるものではないかと、繰り返しお答えになつておられるわけでありませんが、大臣はこの点は全般的な政策の転換問題を考えると同時に、地元民が納得しないままにこれを強行するということとはしないので、強制量をしない、強制実施もしないということについては、この際はつきりひとつお答えをいたしたいと思ふのです。

○西村園務大臣 昭和二十二年のカスリン台風の結果、洪水量を利根川につくった。そのときは一万七千トン・パー・セコンドとしたのです。それからこれがどういふふうに変つたかといふことを局長は言つたのですから、これは山口さんもおわかりだと思ひます。これは山口さん何と申しますか、そのために犠牲になる人といふのを非常に考えなくてはならない。やはり了解して納得づくでいかなければならぬと思ひます。しかし絶対的にいって、やはり降つた水はためていかなければならぬ。水はためるといふことなれば、だから私は多目的ダムのみならず、中小河川もやはり初めて利用されるので、だから利水だけのものといふことはありません。やはり治水と利水と——治水をやつてそれが利水になるのだ、それですから、それはやはり多目的です。水はためたいと思ひます。これは多目的のみならず、単目的でも、ひとつ降水だけでも、それがやはり利水になると思ふのであります。したがって、今回初めて小さな河川に対するダムを十カ所ほどやりました。これは来年も伸ばしていきたいと思ひます。とにかく降つた水をためなければ、そのとき流してしまつたのは元も子もなくなる。幸いにいたしまして、利根川の上流の方々の非常な御理解によりまして、利根川に五つもダムができました。群馬県民の犠牲と言つては悪いですが、そのために今度は矢木沢ダムの偉力を發揮し、千葉県、埼玉県、茨城県等のかんがいのできたのであります。この干ばつに對しても、利根川にこんこんとして水が流れたのでございまして、したがって、それは非常に大きい容量を矢木沢から放流しておるのであります。あのダムなかりせば、おそらく稲の穂えつけはできなかつたでしよう。埼玉県も千葉県も、千葉県は非常に……(山口)委員「それはわかっ

てゐるのです。」と呼ぶ)やはり所信を申し述べぬと——したがって、十分その地域住民の協力を得まして、また山口さんたちも十分御理解の上で進めたい、かように考えております。

○山口委員 確かに矢木沢ができたことによつて効果を發揮したことは事実でしよう。しかし今日まで群馬県民が協力をして、当初の計画でいけば三千トンカット、さらには利水の面についても相当な成果をあげてきたわけなんです。離れて、何を望むといふのですか。追い打ちをかけて、何でも群馬県民に犠牲を付けさせるといふ考へ方は、われわれは全く納得できないといふことをだけ申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○森下委員長 井上普万君。

○井上(普)委員 たいだいろいろと土地収用法に關しまして御質問がありました。大臣もいろいろと御答弁になつたのでありますけれども、私どももいたしまして、先ほど阿部委員から申されましたように、私権を抑圧いたしまして、公権力が非常に強くなつてきておる。このように私どもには考えられるのでございまして。ただ大臣は合理的にできた。最後のお話で、この改正案は合理的にできておる、こう大臣はおっしゃつておられます。しかし合理的という大臣のお考え方は、起業者側に立つた場合には合理的であるかもしれせん。しかし被収用者あるいは土地を取られる側から見ると、何と申しますか、非常に時間が早く、たとえて申しますならば、土地細目の公告なども廢せられたという点から考えますと、非常に公権力が強まつておると私どもには考えられるのでございまして。

そこで私はこの問題につきまして、いままでの収用法によつて一年間にどれだけの件数が収用委員会の裁決を待ったのか、そしてまたそれは起業者側の提示した金額と、裁決を受けたときの金額との差がどれだけの差があるのか、その点をひとつパーセンテージでもよろしうございいますからお示し願ひたいと思ひます。

○志村政府委員 裁決件数でございまして、昭和三十八年から順次申し上げますと、土地収用法によりまして裁決件数は、三十八年が三十九件、三十九年が六十三件、四十年が八十三件、四十一年度は九十八件でございまして。これらは公告を受けた件数を取りまとめた数字でございまして。それから……

井上(普)委員 それはけっこうです。時間がございませぬので、あとで調べてお答え願ひたいと思ひますが、現在の公共事業として認定を受けております件数は年間約十万件でございまして。そのうちでわずかに八十件だ、あるいは六十件だといふような件数しか収用委員会にはかかつていないのが実情です。ところがその間で、いままでのこの土地収用法の改正の概念、あるいはまた、いろいろと世論といひますものはごね得をなくしなければいかなぬ、ごね得、あるいはコネクションによるコネ得をなくしなければならぬといふようなことが一般世論にございまして。これを背景にいたしまして、そしてこの法に賛成する向きもあるようでございまして。しかしながら十万件にわたる公共事業でございまして、こういうふうな大いところで、しかもどういふ段階においてこの価格が上がつておるかといひますと、かなり協議の段階において調停の段階において実は上がつておる。しかもそれが電電公社であるとか、あるいはまた鉄道であるとかいふようなところにおいて非常に高くなつておるので、これは建設大臣がまあ非常に御賢明であるためかもしれせんが、建設省の場合を見ますと非常に少なく、価格も起業者が提示した価格とその裁決のなとの間にはあまり差がないわけですから、裁決した場合に、こういうようなことを考えますと、これは私は、住宅公団あるいは電電公社、鉄道といふような公的機関が用地を取得する場合に一つの金庫と申しますか、公団のごときものをつくらせてそれで土地の収用を一本化していくといふような必要があるんじゃないやろうか、このように思ふのでございまして、大臣いかがでございましてか。

○西村國務大臣 この買収を一本化するの、これはいい方法だけれども、実際問題としてなかなかできないであろうと思ひます。そこで次善策として考えることは、やはり各省の用地担当者の密接な連絡会をつくりまして——いまはばらばらでやっていますからね、建設省は建設省でもってやっておりますし、それから国鉄は国鉄でやっております、そういうやつを、下の機関の用地係、いわゆる用地屋といわれるもの、その連絡をうまくやりまして、そしてあまり開きがないようにしたらどうかということをおつとつ考えたいと思ひますけれども、そういうことはどうも不合理がたふさふさあるようです、買収の方によって、こういうことは考えたいと思ひます。

○井上(普)委員 大臣、現在むずかしいというお考え方は私はおかしいと思ひます。この間も私、総武線の複々線工事の事例を見ますと、鉄道の取得のやり方というものは、大臣は鉄道出身でございませうけれども、まさにむずかしくございませう。この問題は、これは計画局長もそのとき私に立ち会っていただきまして、お話を聞いていただいておりますので、その実情について私がここで詳しく申し上げる時間がございますから省きますが、まさに何といひますか、私権をこれこそむずかしく、さらに踏みこむとやり方が行なわれておるのです。そういうようなことを考えますと、私はどうも一本化するために政府としましては土地政策の一環としてこの収用法を出しておるとおっしゃるのでございませうならば、この政府が買収する公共用地の取得については一本化する必要があります。特にこの間私新聞で拝見したのでございませうが、日本住宅公団のごときは先般初めて一件だけしかその土地収用をやっていないというようなことがございませう。私実は一驚を喫したのでございませう。私らはのくににおきまして町村長とかあるいは県知事がこの事業をやる場合に、必ずだんびらで、土地収用法でいくのだぞというおどしをかけながら、実はこの公共用地の取得をやっておるのです。そして被収用者は泣く泣く実

はやられておるのが実情です。先ほど阿部委員からいろいろとお話がありましたように、町村における公共用地を取得する場合には、これでよくするのだからおまえはもうこれくらいでしんぼうしておけ、あるいは予算が足りないからしんぼうしておけよというので、押えつけられておるのが実情なんです。これはまた国の面から見ましたならば、こういうような被収用者の抵抗の手段がなくなつてくるということになりますと、どういたしまして私も私どももいたしましては公権力の強化であり、かつまた私権が縮小になる。もちろん考え方によれば、土地というものはこれは公共性を持たなければならぬという面も私はわかりませうけれども、現在私権を抑圧して生活までも圧迫するような買収が行なわれておるのが末端におきましては実情であります。先ほど阿部さんが言いました、これは都市におけるのとあるいはいなかにおけるのとはだいぶ様子が違ひます。先日も高知の田村先生とお話したのでございませう。そのとおり、もっと合理的にやつてもらわなければ困る、農民というものは苦しめられておるのだ、あるいはいなかにおいてやられておるのだから、おい、しっかりとやれといつて、あなたの方の与党の方からも激励を受けたくないんです。そういうふうな点からしたならば現在の収用法でも私は十分なんじゃないか、件数にしてもわずかに、年間に十件もあるうちの八十件だの九十件だのという数字なんです。これから考えると私は変える意味が、収用法を改正する意味がなくなつてくるのじゃないか、このように考えられるのでございませう。ご納得をなくすといひますけれども、先日も申しましたように、ごね得といふものは住宅公団とか電電公社とか鉄道とかいふような政府が買収先がでんでんばらばらにやっておるためにこれが値段をつり上げておるのではなからうか、こういうようなところが私には見受けられるのでございませう。大臣の御感想をひとつ伺ひたいと思ひます。

○西村國務大臣 まあ同じことを答えるようになりますが、そういう各省でばらばらに買収不合理は確かにあります。それかといつて、みな事業体が違ひますし、仕事の種類が違ひますから、それを全部、国鉄でやる用地も建設省が引き受けて全部買収しようというな——どういふ方法をやつておるか、御質問のあれがわかりませうけれども。——それではもう一回おつとつてくだされう。

○井上(普)委員 私は、公共用地取得公団なり、あるいは金庫なりをつくる必要があるのじゃないか、そしてやつていつたらどうか、こういう意味でございませう。

○西村國務大臣 後ほどひとつつくり御相談しまして、検討いたします。

○井上(普)委員 この点はひとつ御研究願ひたいと思ひます。

それと、先ほど来も申し上げましたが、現在の適正な価格、公正な価格という点につきましては、これは見方見方によつて大きく違ふと私も思ひます。阿部委員も申しましたけれども、日本における土地の研究とかいふものがあるのは、実は不動産研究所とかいふものがあるくらいでございませうが、これにいたしまして、その權威はあまり十分でないようです。しかも地方の都市と東京の評価の基準といふものが、この不動産研究所におきましてかなり大きく差が——実情と違つておるのが現実なんです。こういうような点から考えますと、適正な価格あるいは公正な価格といふものにつきまして、これは正しいものが出てこない、このように私は思ひます。したがらば、どういたしまして被収用者と起業者との間に十分な話し合いが行なわれなければならないと思ひます。今度の場合、非常に手続を簡素化して、起業者には非常に便利でございませうが、被収用者としての異議申し立てと申しますか、私権を、權益を守らうという立場に立つた場合に、どうして守れるか、ひとつこの点を事務的に話し願ひたいと思ひます。

○志村政府委員 起業者と権利者との間の話し合ひでございませうが、土地収用法の規定とは別個の立場で、事前に行なうお話し合ひをするということが実態として行なわれてはおりますが、同時に土地収用法の中でも、第十五条の二以下にあなたの規定がございまして、この規定によりまして、改正案におきましては、事業認定を受ける以前におきまして、関係当事者の申し出によりまして、これは知事に申し出るわけでございますが、あつせんをお願いすることができませう。

そこで、あつせん委員としては五人ほどございませうが、収用委員会が推薦する者、学識経験者で収用委員会が推薦する者というふうなことで、知事が任命いたしました。そういう場においで、いわば公的な立場におけるお話し合ひもでき。それからまた、事業認定が行なわれまして後において協議が結ばれまして、これによりまして協議がととのいますと、改正法案の百六条にございませう。また収用委員会が審理をしておる最中でも和解といふことはできます。これは五十条の規定でございませうが、そこにおきまして、収用委員会が和解の勧告などをいたしまして、お互いに話し合ひをする場合設けるというふうな手当てをいたしておるわけでございます。

○井上(普)委員 事務的に申しまして、前と現在の収用法の手続といふものを比較いたしますと、非常に簡素化されている。しかもその協議する段階あるいはまた和解する段階についても、非常にたつたつたといつてしまひます。しかも、先ほど来阿部委員が言つておりましたように、土地収用委員会が現在各府県に置かれております性格といふものが、起業者側に非常に便利になつておるのが実情です。これは、手続といたしましては、知事が議会の同意を得まして任命することになつておりますが、しかし、現在の府県における土地収用委員の顔ぶれを見てみますと、お年寄りがほとんどです。あるいは大学の教授とか、あるいはまた、行政手腕のある方とか、弁護士とかいふ人が入つておりますけれども、実際見

ますと、もう隠居仕事に仕事をしてる方々がほとんどでございます。しかも、その事務局はといいますと、土木部の管理課の職員たちがこの事務局を構成してあるのでございます。でございますがゆえに、第三者機関としての機能を発揮することができない。現在の土地収用委員会の実態から言いますと、あるいは私にのくにおきまして、土地収用委員会は第三者としての機能を発揮することができないのが実情なんです。先ほど阿部さんは、被収用者と起業者とで議論者、ちよと地方労働委員会のような性格にしたらどうかという意見がございましたが、私は、こういうようなことでもするか、あるいはまた、知事と全く独立した機関にして、公正な判断をさすような機関にしなければならぬ。それには起業者とそれとの間の事務局についても、別個のものをつくらなければならぬ、このように思うのでございますが、大臣いかがでございますか。

○志村政府委員 先生御指摘のように、土地収用委員会は都道府県知事の所轄のもとに置かれておりますが、法律の規定にございますように、独立してその職権を行なうことになっておりまして、身分保障につきましても、在任中の意に反して罷免されることがないということになっております。また委員につきましても、予備委員制度がございまして、委員がやめたからといって、好きな人を委員にすることはできぬ。予備委員の中から順々にやるといふふうなことで、制度的には独立の機関である、独立して職権を行なうことができるというたてまえになっております上に、委員の任命につきましても、最も民主的である県の議会の同意を得て行なうということでございます。委員のメンバーにいたしまして、私も調べましたところでは、先生のおっしゃるとおり、大学の先生方とか、あるいは弁護士、計理士といった方々が非常に多いわけでございますが、公正な第三者として構成されているものと考えております。

ございましたように、現在都道府県の土木部の管理課が事務局になっているところが大部分でございます。と申しますのは、収用委員会の実際の事務が少ないうえでございますので、新しい収用委員会の専任の職員を置く収用法の規定はございまして、例外として、府県の土木部において収用委員会の事務を整理させるという例外規定の適用を受けているわけでございますが、最近東京とか大阪とか兵庫とかいうふうな収用案件の多いところにおきましては、逐次専任の事務局、相当のメンバーを擁します事務局もできております。また、ただいま申し上げました三県につきましては、収用委員につきましても、非常勤の委員でなくて、常勤の委員を一名置くことができるというふうな改定になっている次第でございます。

○井上善委員 現在の地方の実情を申し上げますと、土木部の管理課の起業者としての手続をとる人間が収用委員会の事務局を構成しているのです。——よろしうございませうか。起業者として手続をとり、そして説明をする人たちが収用委員会の事務局を現在では構成しているのです。そういうことになりましたと、勢い事務局というものが専門家になりますから、これが権限を持てまいります。その意見がそのまま収用委員会に反映するわけなんです。しかも収用委員会は、これはお年寄りで隠居仕事にやっておられる方々が非常に多い。平均年齢をとって六十五、六歳になるでしょう。そういうような平均年齢の方々が一体勉強し実態を調査するだけの能力がありますか。私どもは、そういうような観点から見ますならば、どういたしまして、この収用委員会がこの公権力を増大し、強化しておる、私権を抑圧しようとするこの法律が出てくる以前におきまして、第三者機関としての権限を十分發揮できるような収用委員会にしなければならぬ。いま局長は専任の職員を置くことができるというふうなことにしておりますが、できるにしておるのですよ、しなければならぬにしておるのです。ここに起業者が非常

な大きい権力を持って、そして被収用者に対して圧迫を加えていくおそれが多分にあるわけでございます。私、四月の十九日に国道拡張事件につきまして御質問しましたけれども、これなんか徹底的にそうなんですか。昭和三十六年に六万円で購入した土地が、続いての土地、四十年の四月に買った土地が六万八千円なんです。その間に土地の高騰は御承知のように高度成長政策によってぐつと上がっております。あるいは新産業都市指定によってぐつと上がっております。そういうような実情を無視いたしまして、あちらのほうから、三十七年に買収したところの方々が文句を言うから、それでひとつこらあたりでこらえてくれぬかということ、八千円の値上げしかしてないのです。その当時あの土地にいたしたら十二、三万円した、こういうようなことが言われておるのです。そしてその補償を直すために、土地は安過ぎる、だから物件補償で補償いたしましよという、つかみ銭にばんばん渡していく。そこを四戸で四千三百万円という補償を渡し、三十三軒合して、同じ時期における三十三軒合して四千五百万円というふうな実情が出てきた。ここにコネ得があるし、ごね得が出てくるのです。こういうようなことを考えますと、私どもはその買収する人々が——収用委員会として、第三者の独立機関としての権限を發揮できるような制度にしなければ、私はこのたびの土地収用法の改正というものはおそろしいものになってくると思ひます。大臣の御見解をお伺いいたしたい。

○西村国務大臣 この前ちょっとお尋ねがありました、その件について私はあまり知らなかったのですが、そういうようなことが行なわれるならばたいへんでございます。したがって私は土地収用委員会の構成につきましては、各県に一つずつあるのですから、りっぱに行なわれておるところもあるし、あるいはあなたのおっしゃるようなこともあるかと思ひます。しかしあくまでもこれは公正な立場に立つておる人を任命するようにできておるのでございますから、人選を誤まれ

ばそれは土地収用法のみならず、どんなものでもうまくいくものではございません。しかしそれかといひまして、法的にも少し考えなければならぬ点があれば、これも研究したいと思ひます。実際専任者を置くといひますけれども、年間に全国で百件くらいしかない。収用法にかけられておるのは非常に少ないのです。しかしその一件一件は大事な一件一件なんです、しかしそのために専任者を置くといひます。これはちよと考へられないのでございませう。あくまでも、収用委員会の入選といひものは、ほんとうに公正を期し得る、起業者のほうにもあるいはまた個人の権益も守るほうにも十分な配慮ができるような公正な人が選ばれることには留意しなければならぬと思ひます。しかしそれは各県で選ぶことでございまして、議会の承認を得ることでございますが、制度上欠陥があるならば、さらに私のほうも検討しなければならぬ、かように考へておるものでございませう。

○井上善委員 私は、各県における収用委員会の方は、これで中正で公正な方々ばかりだと思ひます。しかしながら、その事務局が起業者側に立つて、そして手続もするし、あるいはまた収用手続もする人々なんです。和解にも入る人々なんです。この人たちが買収のベテランが実は入っておるわけなんです。こういうふうなことは、先ほど局長も言われておりましたが、現在の収用委員会は、全国で平均いたしますと六十七、八歳になるのじゃないか、こういうふうなお年寄りです。幾ら人格高潔でも、土地に対する知識、価格に対する十分な知識がなければ事務局のおっしゃったようにならざるを得ません。だから私は、事務局体制というものを知らずして、このように考へるし、また、現在では大臣はいまはまだ年間百件ぐらいたしておっしゃいましたけれども、実際はこれは建設省関係において百件ぐらいたと思ひます。あるいは全国ではかなり多いのです。(西村国務大臣「全国ですよ。」と呼ぶ)全国ですか。しかしそれにいたしまして、おそろく、これだけ

定施策の強化に関する決議」の趣旨に則り、

(付)土地利用計画、(二)地価の公示制度、(三)土地の有効利用を促進し、また開発利益の帰属の適正化をはかるための税制を設ける等、積極的な諸施策を速やかに講ずべきである。

なお、土地細目の公告制の廃止は、収用をうける農民等の立場を著しく弱めるおそれがあるため農地等の収用に当つては、営農補償、生活再建措置等について十分の配慮をなすべきである。

右決議する。

というのであります。

本委員会は、前後六回まことに格勤精励に各党の御協力により、このきわめて重要な法律案を本日この委員会を通過させていただいたことはたいへん感謝にたえません。

ときあたかも政府側では税制調査会、物価安定推進協議会で地価対策を総合的に推進するようであります。

ぜひとも政府においては、われわれ国会の意思を尊重して強力な地価対策、そしてまたこの改正法の運用にあたりましては質疑応答を通じて表明せられた御意見を十分参酌して、慎重なる運営をはかられますよう希望いたします。

○森下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議については別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

正示啓次郎君外八名提出の附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。よって、本動議は可決せられました。

この際、建設大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。

○西村国務大臣 ただいま決議されました附帯事項につきましては、政府はこれを尊重してやってまいるつもりでございます。

○森下委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる七月五日水曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとしたし、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会